

## B:日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当省庁	対応案	対応案とする理由等
B-128	厚生労働省	P 医療,福祉	835 8359	項目名	小分類835「療術業」を「施術業」に細分類8359「その他の療術業」を「その他の施術業」に名称変更する。	「療術業」について、現在は確たる定義はないが、公文書において用語としてはき柔整以外の施術に用いられている事例があることから、当業界に一般的に流布している「施術業」に置き換えることがふざわしい。  ※ 消費者事故対策に関する行政評価・監視－医薬類似行為等による事故の対策を中心として－の結果に基づく勧告(令和2年11月17日勧告先:消費者庁、厚生労働省) あはき法第12条において、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを除くほか、何人も医薬類似行為を業としてはならないとされている(資料3－①参照)。同条は医薬類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復(注1)以外の手技、温熱等による療術行為(いわゆる民間療法)を行うことを禁止した規定である。	第8回	厚生労働省	意見どおり、小分類835の名称を「施術業」に修正する。 また、細分類8359の名称は「療術業」へ修正し、分類番号を8352へ修正する。	「療術」は、現在は法律等には定義のないところであるが、『医薬類似行為には、「あん摩マッサージ指圧」や「柔道整復」といった国家資格が必要な施術のほか、これら以外の手技、温熱等による療術行為であって人体に危害を及ぼすおそれのあるものが含まれる。(※)』とされ、「療術」が、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師及び柔道整復師以外の者が行う行為として引用される事例があり、「療術」を小分類において継続することにより、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が行う「療術」との混同のおそれがある。そのため、小分類835の項目名「療術業」を「施術業」に変更する。 また、小分類名称の変更に伴い、細分類8351「あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所」と細分類8359を明確に区分するため、「その他の療術業」を「療術業」に修正し、細分類番号を8352に修正する。  ※令和2年11月17日 総務省行政評価局勧告(勧告先:消費者庁、厚生労働省)消費者事故対策に関する行政評価・監視－医薬類似行為等による事故の対策を中心として－結果報告書前書き(注)
B-131	厚生労働省	R サービス業 (他に分類されないもの)	9229	項目名、 移項	害虫駆除業は現在「9229 その他の建物サービス業」に分類されているが、細分類として特出しすべきである。また、その際には「害虫駆除業」ではなく、「ペストコントロール業」とすべきである。	ペストコントロール業は50年以上の業界実績があり、建築物衛生法で規定する一定規模以上の建築物(特定建築物)に限らず、食品衛生法に基づく管理が必要な大多数の飲食店も対象となるなど、その事業活動範囲は広い。また、昨今はインバウンド等の影響で、従来の手法では駆除できないトコジラミやヒアリ等の外来生物、ハクビシンやアライグマ等の害獣、デング出血熱を媒介するヒトスジジマカ等の感染症媒介生物の防除等の需要が高まるなどその活動範囲はビルの内部に限定されず、外国からの貨物が到着する港湾や公園などの外部環境も含まれており、活動範囲は年々広がっている。 このようにペストコントロール業の市場は拡大しているものの、「ペストコントロール業」としての細分類が確立していないことから、産業全体の状況を把握することが困難である。ペストコントロール業は一般生活空間で適切な手法により薬剤を使用・管理する等、高度な知識・技能が不可欠であり、今後、劣悪な業者等を排除するための施策立案等の企画のためには、「ペストコントロール業」を独立した分類とする必要がある。 また、前述のとおり現代では当該業種に求められる業務内容が害獣対応からウイルス消毒まで幅広く、「害虫駆除業」という呼称は実態と乖離しており、欧米等で使用されている「ペストコントロール業」とすべきである。なお、「ペストコントロール」という言葉はすでに、厚生労働省が提供している「職業情報提供サイト(日本版O-NET)」において使用可能な用語となっている。	第8回	厚生労働省 (総務省統計局)	意見を踏まえて、細分類「ペストコントロール業」を新設する。	・ ペストコントロールとは、人間にとって有害な生物の活動を人の生活に害さないレベルまで制御する技術を言い、具体的な業務として、害獣や害虫の防除・駆除のみならず、細菌やウイルスの消毒、衛生管理も含まれる。 ・ ペストコントロール業の活動には、建築物の内部に限定されず、屋外の大規模イベント会場や公園での薬剤散布、港湾施設等における外来生物駆除等が含まれる。また、その市場規模は事業者向けが約65%、一般住宅向けが約35%であることを考慮して、細分類「9229 その他の建物サービス業」ではなく、小分類「929 他に分類されない事業サービス業」の中に新たな項目を設けることが妥当である。